

災害復興宅地融資金利（個人向け）のお知らせ＜東日本大震災＞

平成29年12月
東日本大震災
災害宅地融資
（個人）

適用期間

平成29年12月21日～平成30年1月25日までに融資のお申込みをされた方
次回の融資金利改定スケジュール（予定）
平成30年1月26日（発表：平成30年1月24日）

- 融資の条件や手続については、「災害復興宅地融資のご案内」（パンフレット）または当機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）をご覧ください。
- 次表の融資金利は、東日本大震災により被災された方に限り適用されます。

融資種別	融資金利（全期間固定）	
東日本大震災 災害復興宅地＜個人向け＞	基本融資額	当初5年間 年 0.00% [年 0.00%]
		6年目以降 10年目まで 年 0.02% [年 0.10%]
		11年目以降 年 0.55% [年 0.63%]
	特例加算額 全期間 年 1.45% [年 1.53%]	

- ※ 親孝行ローンを利用する場合も上表の融資金利が適用されます。
- ※ 据置期間を設定する場合も上表の融資金利が適用されます。
- ※ 被災者に貸すための住宅の宅地を補修する場合は、事業者向けの融資金利が適用されます。
〔 〕内の金利は、改定前の金利です。

【災害復興宅地融資】100万円あたりの返済額（めやす） その1

■実際の返済額試算用

～据置期間を設定しない場合～

		1年目(初回)、6年目(61回目)、11年目(121回目)の実際の返済額を試算するときは、こちらの表を使用します。							
		基本融資額						特例加算額	
		初回の返済額		6年目(61回目)の返済額		11年目(121回目)の返済額		初回の返済額	
返済期間	融資金利	当初5年間 年 0.00%		6年目以降 年 0.02%		11年目以降 年 0.55%		全期間 年 1.45%	
	返済方法	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等
1年	毎月払い	83,333	83,333	—	—	—	—	84,541	83,989
	ボーナス払い	500,000	500,000	—	—	—	—	507,250	505,444
2年	毎月払い	41,666	41,666	—	—	—	—	42,874	42,298
	ボーナス払い	250,000	250,000	—	—	—	—	257,250	254,547
3年	毎月払い	27,777	27,777	—	—	—	—	28,985	28,403
	ボーナス払い	166,666	166,666	—	—	—	—	173,916	170,921
4年	毎月払い	20,833	20,833	—	—	—	—	22,041	21,455
	ボーナス払い	125,000	125,000	—	—	—	—	132,250	129,112
5年	毎月払い	16,666	16,666	—	—	—	—	17,874	17,288
	ボーナス払い	100,000	100,000	—	—	—	—	107,250	104,030
6年	毎月払い	13,888	13,888	13,890	13,894	—	—	15,096	14,510
	ボーナス払い	83,333	83,333	83,349	83,347	—	—	90,583	87,312
7年	毎月払い	11,904	11,904	11,908	11,909	—	—	13,112	12,526
	ボーナス払い	71,428	71,428	71,456	71,447	—	—	78,678	75,373
8年	毎月払い	10,416	10,416	10,422	10,420	—	—	11,624	11,038
	ボーナス払い	62,500	62,500	62,537	62,521	—	—	69,750	66,421
9年	毎月払い	9,259	9,259	9,266	9,263	—	—	10,467	9,882
	ボーナス払い	55,555	55,555	55,599	55,581	—	—	62,805	59,460
10年	毎月払い	8,333	8,333	8,341	8,337	—	—	9,541	8,957
	ボーナス払い	50,000	50,000	50,050	50,027	—	—	57,250	53,893
11年	毎月払い	7,575	7,575	7,584	7,580	7,616	7,605	8,783	8,200
	ボーナス払い	45,454	45,454	45,508	45,484	45,704	45,683	52,704	49,340
12年	毎月払い	6,944	6,944	6,953	6,949	7,020	6,988	8,152	7,570
	ボーナス払い	41,666	41,666	41,724	41,698	42,124	41,979	48,916	45,547
13年	毎月払い	6,410	6,410	6,420	6,415	6,515	6,468	7,618	7,037
	ボーナス払い	38,461	38,461	38,522	38,494	39,095	38,854	45,711	42,339
14年	毎月払い	5,952	5,952	5,962	5,958	6,082	6,022	7,160	6,580
	ボーナス払い	35,714	35,714	35,778	35,748	36,499	36,173	42,964	39,590
15年	毎月払い	5,555	5,555	5,566	5,561	5,707	5,636	6,763	6,184
	ボーナス払い	33,333	33,333	33,399	33,368	34,249	33,857	40,583	37,209
16年	毎月払い	5,208	5,208	5,219	5,214	5,379	5,298	6,416	5,838
	ボーナス払い	31,250	31,250	31,318	31,285	32,281	31,827	38,500	35,127
17年	毎月払い	4,901	4,901	4,912	4,908	5,089	5,000	6,109	5,533
	ボーナス払い	29,411	29,411	29,481	29,448	30,543	30,038	36,661	33,291
18年	毎月払い	4,629	4,629	4,641	4,635	4,832	4,736	5,837	5,262
	ボーナス払い	27,777	27,777	27,849	27,815	28,999	28,448	35,027	31,660
19年	毎月払い	4,385	4,385	4,397	4,392	4,602	4,499	5,593	5,020
	ボーナス払い	26,315	26,315	26,388	26,354	27,617	27,024	33,565	30,201
20年	毎月払い	4,166	4,166	4,178	4,173	4,395	4,285	5,374	4,802
	ボーナス払い	25,000	25,000	25,075	25,038	26,375	25,741	32,250	28,889

【災害復興宅地融資】100万円あたりの返済額（めやす） その2

■実際の返済額試算用 ～据置期間を設定する場合～
 ～1年間の据置期間を設定する場合～

返済期間 (据置期間 を含む)		1年目(初回)、2年目(13回目)、6年目(61回目)、11年目(121回目)の実際の 返済額を試算するときは、こちらの表を使用します。								
		基本融資額						特例加算額		
		初回の返済額	2年目(13回目)の返済額	6年目(61回目)の返済額		11年目(121回目)の返済額		初回の返済額	2年目(13回目)の返済額	
融資金利	当初5年間 0.00%		6年目以降 年 0.02%		11年目以降 0.55%		全期間 年 1.45%			
返済方法	元金均等 元利均等	元金均等 元利均等	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等	元金均等 元利均等	元金均等	元利均等	
1年	毎月払い	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ボーナス払い	-	-	-	-	-	-	-	-	
2年	毎月払い	0	83,333	-	-	-	-	1,208	84,541	83,989
	ボーナス払い	-	500,000	-	-	-	-	7,250	507,250	505,444
3年	毎月払い	0	41,666	-	-	-	-	1,208	42,874	42,298
	ボーナス払い	-	250,000	-	-	-	-	7,250	257,250	254,547
4年	毎月払い	0	27,777	-	-	-	-	1,208	28,985	28,403
	ボーナス払い	-	166,666	-	-	-	-	7,250	173,916	170,921
5年	毎月払い	0	20,833	-	-	-	-	1,208	22,041	21,455
	ボーナス払い	-	125,000	-	-	-	-	7,250	132,250	129,112
6年	毎月払い	0	16,666	16,669	16,671	-	-	1,208	17,874	17,288
	ボーナス払い	-	100,000	100,020	100,015	-	-	7,250	107,250	104,030
7年	毎月払い	0	13,888	13,893	13,893	-	-	1,208	15,096	14,510
	ボーナス払い	-	83,333	83,366	83,354	-	-	7,250	90,583	87,312
8年	毎月払い	0	11,904	11,911	11,909	-	-	1,208	13,112	12,526
	ボーナス払い	-	71,428	71,470	71,454	-	-	7,250	78,678	75,373
9年	毎月払い	0	10,416	10,424	10,421	-	-	1,208	11,624	11,038
	ボーナス払い	-	62,500	62,550	62,528	-	-	7,250	69,750	66,421
10年	毎月払い	0	9,259	9,268	9,264	-	-	1,208	10,467	9,882
	ボーナス払い	-	55,555	55,610	55,586	-	-	7,250	62,805	59,460
11年	毎月払い	0	8,333	8,343	8,338	8,378	8,363	1,208	9,541	8,957
	ボーナス払い	-	50,000	50,060	50,032	50,275	50,236	7,250	57,250	53,893
12年	毎月払い	0	7,575	7,585	7,581	7,658	7,623	1,208	8,783	8,200
	ボーナス払い	-	45,454	45,517	45,488	45,954	45,793	7,250	52,704	49,340
13年	毎月払い	0	6,944	6,955	6,950	7,058	7,006	1,208	8,152	7,570
	ボーナス払い	-	41,666	41,732	41,702	42,353	42,088	7,250	48,916	45,547
14年	毎月払い	0	6,410	6,421	6,416	6,551	6,485	1,208	7,618	7,037
	ボーナス払い	-	38,461	38,530	38,498	39,307	38,956	7,250	45,711	42,339
15年	毎月払い	0	5,952	5,963	5,958	6,115	6,039	1,208	7,160	6,580
	ボーナス払い	-	35,714	35,785	35,751	36,696	36,276	7,250	42,964	39,590
16年	毎月払い	0	5,555	5,567	5,561	5,738	5,652	1,208	6,763	6,184
	ボーナス払い	-	33,333	33,406	33,371	34,433	33,952	7,250	40,583	37,209
17年	毎月払い	0	5,208	5,220	5,214	5,408	5,313	1,208	6,416	5,838
	ボーナス払い	-	31,250	31,325	31,289	32,453	31,916	7,250	38,500	35,127
18年	毎月払い	0	4,901	4,913	4,908	5,116	5,014	1,208	6,109	5,533
	ボーナス払い	-	29,411	29,487	29,451	30,705	30,121	7,250	36,661	33,291
19年	毎月払い	0	4,629	4,641	4,636	4,858	4,748	1,208	5,837	5,262
	ボーナス払い	-	27,777	27,854	27,818	29,152	28,523	7,250	35,027	31,660
20年	毎月払い	0	4,385	4,398	4,392	4,626	4,511	1,208	5,593	5,020
	ボーナス払い	-	26,315	26,393	26,356	27,762	27,098	7,250	33,565	30,201

【災害復興宅地融資】 100万円あたりの返済額（めやす） その3

■借入申込書記入用

借入申込書に記入する返済額を算出するときは、こちらの表を使用します。					
据置期間を設定しない場合は、返済期間に応じた返済額をご覧ください。 据置期間を設定する場合は、据置期間中の毎月の利息をご覧ください。					
		基本融資額（通常金利）		特例加算額	
返済	融資金利	年 0.55%		年 1.45%	
期間	返済方法	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等
1年	毎月払い	83,791	83,581	84,541	83,989
2年	毎月払い	42,124	41,905	42,874	42,298
3年	毎月払い	28,235	28,013	28,985	28,403
4年	毎月払い	21,291	21,068	22,041	21,455
5年	毎月払い	17,124	16,900	17,874	17,288
6年	毎月払い	14,346	14,122	15,096	14,510
7年	毎月払い	12,362	12,138	13,112	12,526
8年	毎月払い	10,874	10,649	11,624	11,038
9年	毎月払い	9,717	9,492	10,467	9,882
10年	毎月払い	8,791	8,566	9,541	8,957
11年	毎月払い	8,033	7,808	8,783	8,200
12年	毎月払い	7,402	7,177	8,152	7,570
13年	毎月払い	6,868	6,643	7,618	7,037
14年	毎月払い	6,410	6,185	7,160	6,580
15年	毎月払い	6,013	5,789	6,763	6,184
16年	毎月払い	5,666	5,442	6,416	5,838
17年	毎月払い	5,359	5,135	6,109	5,533
18年	毎月払い	5,087	4,863	5,837	5,262
19年	毎月払い	4,843	4,620	5,593	5,020
20年	毎月払い	4,624	4,400	5,374	4,802
据置期間の毎月の利息		458	458	1,208	1,208

※上記の表は、借入申込書に記載する総返済負担率を計算するためのものです。実際の返済額は、「100万円あたりの返済額（めやす）」その1及びその2の実際の返済額試算用の表を使用して、試算することができます。

説明事項	商品概要
資金使途	東日本大震災により、擁壁の損傷、がけ地の崩壊、排水施設の損壊、地割れ等の被害が生じた宅地を補修するための資金 ※被害を受けた宅地の補修工事がすでに完了している場合は、融資を受けることができません。 ※震災前から住宅が存在している宅地の補修が対象となります。 ※災害復興住宅融資と災害復興宅地融資との併用はできません。 ※被災者に貸すための住宅の宅地を補修する場合も対象となります。
融資額	融資額は、所要額（震災により宅地に生じた、擁壁の損壊その他の被害の補修に要する費用）又は融資の対象となる宅地上の住宅1戸につき、次の①及び②の金額の合計額のいずれか低い額が限度となります（10万円以上、10万円単位）。 ①基本融資額・・・440万円 ②特例加算額・・・230万円 ※詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の4ページをご覧ください。 ※審査の結果、融資額がご希望どおりの金額とならない場合があります。 ※国、地方公共団体等から宅地の補修に対する補助金等を受ける場合は、融資額が減額になる場合があります。
融資金利	固定金利（全期間固定金利型） ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。 ※基本融資額の金利は、段階的に高くなるため、毎月の返済額が当初5年経過後及び10年経過後に増加します。 ※金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。 詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の4ページをご覧ください。
返済期間	最長返済期間は、次の①又は②のいずれか短い年数となります（1年単位で設定）。 ①20年 ②年齢による最長返済期間 「80歳」－「申込本人、収入合算者（注1）又は連帯保証人のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」（注2） （注1）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。 （注2）親子リレー返済を利用する場合は、「80歳」－「後継者又は連帯保証人のいずれかのうち年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。 ※返済期間内でご融資の日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます（返済期間は延長されません。）。ただし、元金据置期間を設定した場合は、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなることにご注意ください。 ※詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の5ページをご覧ください。
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※6か月ごとのボーナス払い（基本融資額又は特例加算額のそれぞれ40%以内（50万円単位））を併用できます。ただし、元金据置期間を設定する場合は、据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。 ※融資額が130万円未満となる場合は、ボーナス併用払いを利用することはできません。
担保	補修工事の行われる宅地及び宅地上の建物に、原則として機構のための抵当権を設定していただきます。 ただし、融資額が300万円以下の場合等については、抵当権の設定は不要です。 ※抵当権の設定費用（司法書士報酬など）は、お客さまのご負担となります。
保証人	必要ありません。 ※被災者に貸すための住宅の宅地を補修する場合は、保証人が必要です。
現場審査	・宅地の補修工事が完了していることを確認するため、現場審査を受けていただきます。 ・現場審査手数料は、必要ありません。 ※現場審査の申請先は、機構と契約を締結した地方公共団体又は民間の工事審査機関となります。 詳しくは、機構ホームページをご覧ください。か、機構までお問合せください。
火災保険	補修工事の行われる宅地上の建物に抵当権を設定していただく場合は、返済終了までの間、補修工事の行われる宅地上の建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。 建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上*とします。 *融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料は、お客さまのご負担となります。
団体信用生命保険	機構団体信用生命保険にご加入いただけます。万一の場合に備え、是非ご加入ください。 ※特約料は、お客さまのご負担となります。 ※詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の4ページ及び別冊「機構団信特約制度ご案内」をご覧ください。
資金の受取	融資金は、抵当権設定登記及び火災保険の手続を終えた後に、一括でのお受取となります。 ※詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の11ページから12ページをご覧ください。
手数料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。
再度申込み	融資手続中に、申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合、金利引下げのメリットを受けるために、今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。 再度申込みをする場合は、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の12ページの「災害復興宅地融資の再度申込みについて」に記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。